

提供日 2022/02/07
タイトル 庁舎等管理業務委託契約等に係る入札参加停止
担当 経営管理部財務局資産経営課庁舎管理班、交通基盤部
建設経済局建設業課指導契約班、出納局用度課物品班
連絡先
TEL 庁舎管理班054-221-2533、指導契約班
054-221-3059、物品班054-221-2138



庁舎等管理業務委託契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、本県は、庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準第2条第7号の入札参加停止の規定等に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。(1件1者)

1 入札参加停止の内容

- (1) 庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準第2条第7号(不正又は不誠実な行為)に該当する。
- (2) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号(不正又は不誠実な行為)に該当する。
- (3) 物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準第2条第7号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間	入札参加停止の内容
商号	総合警備保障株式会社	1か月	上記1の(1)、(2)及び(3)
代表者氏名	代表取締役社長 青山 幸恭		
本店所在地	東京都港区元赤坂1丁目6番6号		

3 入札参加停止の理由

令和4年1月5日、総合警備保障株式会社の元社員が、業務で訪れた同社管理の現金自動預払機から、現金計9,598万円を窃取した疑いで千葉県警察本部に逮捕された。

4 停止期間の始期及び終期

令和4年2月8日から令和4年3月7日まで

5 該当要綱

	要綱等	措置要件	措置期間
(1)	庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準第2条第7号	委託業務等に関し法令に違反し、又は不正若しくは不誠実な行為をし、庁舎等管理業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内
(2)	静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号	業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内
(3)	物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準第2条第7号	業務に関し法令に違反し、又は不正若しくは不誠実な行為をしたために、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内

6 その他

--

	要綱等	担当課	電話番号
(1)	庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準第2条第7号	経営管理部財務局 資産経営課	054-221-2533
(2)	静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号	交通基盤部建設経済局 建設業課	054-221-3059
(3)	物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準第2条第7号	出納局用度課	054-221-2138